

令和3年度（2021年度）税制改正のポイント（経産省関係関連抜粋）

●DX投資の促進

全社レベルのDX計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資

取得価額の30%特別償却又は7~10%の税額控除

●事業再構築を促すため株式を対価とするM&Aの円滑化

株式を対価としたM&Aを行う際、対象会社株主の株式譲渡益課税の繰延措置を、事前認定不要な恒久措置として創設（総額の20%まで現金の活用も可能）

●車体課税（エコカー減税、環境性能割）見直し・延長

自動車取得にかかる環境性能割の臨時的特例措置の延長のほか、エコカー減税も含めて対象となる車種が現行と同程度の規模で維持

●人材確保等を促進する税制

中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、新規雇用者（新卒・中途採用）の給与等支給総額を前年より2%以上増加させた場合

給与支給総額の15%（最大20%）の税額控除

●中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設

M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域経営資源の散逸の回避の双方を実現するため、経営資源集約化を促進する税制の創設

① M&A実施後のリスクに備える5年間据え置く期間付の準備金

② 最大10%の税額控除等の設備投資減税

③ M&A後の雇用確保の措置として、給与支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合増加額の最大25%を税額控除

株式等の取得価額の70%の範囲内だが中小企業事業再編投資損失準備金として積立が可能

●中小企業の設備投資支援の強化

・ 中小企業の生産性向上やDXに資する中小企業経営強化税制2年間延長

取得価額の100%即時償却又は7~10%の税額控除

・ 中小企業防災・減災投資促進税制に対象設備を追加し2年間延長

●中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大支援

・ 中小企業軽減税率（800万円まで15%）を2年間延長

・ 所得拡大促進税制給与等支給総額の増加額が前年度比2.5%以上の場合10%上乗せし2年間延長

●土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

現行の負担軽減措置等を3年間延長するとともに、令和3年度の税額が上昇する場合について、令和2年度の税額に据え置く